

5人以上の団体での鉄道利用に助成します！

遠軽町石北本線団体利用促進事業助成金について

I 助成対象となる鉄道利用

助成対象となる鉄道利用は、遠軽町内の駅を発着駅とする鉄道利用。ただし、次のいずれかに該当する場合は、助成対象外です。

- (1) 学校行事によるもの
 - (2) 出張等、他で費用を負担すべきもの
- 部活動等において鉄道を利用する場合は、同一年度内の申請回数を一回限りとします。

II 助成対象となる団体

遠軽町内に住所を有する者5人以上で構成する団体（町外者は対象者に含みません。）。ただし、日常的な活動実態のある団体等が同一の行程により鉄道を利用する場合は、当該団体等の構成員を2以上の団体に分けて申請できません。

III 助成対象となるきっぷ

遠軽駅で購入又は引換え（以下「購入等」という。）した次のきっぷが対象となります。

- (1) 普通乗車券（片道乗車券、往復乗車券、連続乗車券）
- (2) 団体乗車券
- (3) 在来線特急券（自由席特急券、指定席特急券）
- (4) 指定席往復割引きっぷ



IV 助成額

きっぷ購入額の半額（1回当たりの上限額3万円）

V 利用手続き

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号。役場本所、総合支所、遠軽駅などで配布。町ホームページからダウンロードも可能。）を事務局（役場企画課）に提出し、実績報告書兼助成金交付請求書（様式第2号）の交付を受けます。
- (2) きっぷを購入し、実績報告書兼助成金交付請求書（様式第2号）にきっぷ購入の証明をもらいます。
- (3) 鉄道を利用します。
- (4) 鉄道利用日から10日以内に実績報告書兼助成金交付請求書（様式第2号）を提出します。
- (5) 口座振込により助成金が支払われます。

VI 実施期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで（予算額に達し次第終了します。）

【お問い合わせ先】

遠軽町石北本線利用促進協議会事務局（遠軽町総務部企画課）

〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1-1

TEL 0158-42-4818 FAX 0158-42-3688 Eメール kikaku@engaru.jp

書類の提出は、各総合支所でも受け付けします。